

理事の職務権限規程

制 定 平成24年3月6日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会（以下「この法人」という。）の定款第29条に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長、副理事長及び執行理事たる専務理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長及び副理事長の選定)

第5条 代表理事のうち、1名を理事長、4名以内を副理事長とする。

(理事長)

第6条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第7条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって代表理事である副理事長が理事長の職務を執行する。

(3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 前項第2号に規定する順序については、理事会において決定するものとする。

(専務理事)

第8条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事務局を統括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(2) 理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長及び副理事長の業務執行に係る職務（法人の代表を伴わないものに限る。）を代行する。

(3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年3月6日理事会決議）

2 この規程の施行に伴い、社団法人岐阜県緑化推進委員会事務決裁規程（平成2年3月12日制定）は、廃止する。

(別表)

理事の職務権限

職務・決裁事項	職務・決裁権者		
	理事長	副理事長	専務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○		
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○		
人事及び給与制度の立案に関する事	○		
旅費制度の立案に関する事	○		
重要な使用人以外の職員の任免に関する事	○		
臨時職員の任免に関する事			○
国外出張に関する事	○		
国内出張に関する事			○
契約の締結（事業：一件100万円を超える、その他：一件80万円を超える）	○		
契約の締結（事業：一件100万円以下、その他：一件80万円以下）			○
支出（事業：一件100万円を超える、その他：一件80万円を超える）	○		
支出（事業：一件100万円以下、その他：一件80万円以下）			○
渉外に関する事（一般事項）	○		
渉外に関する事（特命事項）		○	
会費に関する事	○		
寄附に関する事			○
事業の実施に関する事			○
職員の教育・研修に関する事			○
福利厚生に関する事			○
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○		
外部に対する文書発簡（上記以外のもの）			○
理事会の招集	○		
理事会の議長	○		